

埼玉県大里農林振興センター建設工事請負等入札方法選定委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県建設工事指名業者選定要領に定めるほか、埼玉県大里農林振興センターが発注する建設工事の請負、建設工事に係る設計、調査、測量及び土木施設維持管理の委託（以下「建設工事等」という。）並びに建設工事を除く業務委託及び物品購入等（以下「業務委託等」という。）の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 埼玉県大里農林振興センターが執行する建設工事等及び業務委託等の入札方法を適正に選定するため、埼玉県大里農林振興センター建設工事請負等入札方法選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札の参加条件の選定に関する事。
- (2) 指名競争入札の請負業者の選定に関する事。
- (3) 公募型指名競争入札の実施に関する事。
- (4) 低入札価格調査制度に関する事。
- (5) 工事等成績評定の説明請求に関する事。
- (6) 施設機械等の見積業者の選定に関する事。
- (7) 建設工事等の随意契約（埼玉県財務規則別表第2の「様式の区分」欄の支出負担行為兼支出命令書に区分されているものを除く）の見積書徴収に関する事。
- (8) 業務委託等の随意契約（埼玉県財務規則第102条の2に定める額を超えるものに限る。）の見積書徴収に関する事。
- (9) 法令又は要綱等（農林部長が決裁したものに限る。）で、契約相手方が特定されるものは除く。

(組織)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

- | | |
|-----|--------------|
| 会 長 | 所長 |
| 副会長 | 副所長（農村整備部担当） |
| 委 員 | 副所長（管理部担当） |

- 委員 副所長（農業支援部担当）
- 委員 管理部長
- 委員 担当部長（総務、整備支援・管理担当）
- 委員 担当部長（県営事業担当）
- 委員 担当部長（水利調整管理担当）

（運営）

第5条 会長は会務を総理し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

- 2 委員会は、会長が招集し、会長が委員会の審議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。
- 4 委員会は、審査に必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。
- 5 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。
- 6 会長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

（内申等）

第6条 第3条各号に規定する事項の提案（以下「内申等」という。）は、その建設工事等を所管する委員（以下「内申者」という。）が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。

- (1) 埼玉県業者情報管理システムによる指名選定資料（内申書）
- (2) 一般競争入札の公告文（案）
- (3) 入札参加者等の選定理由を記載した資料
- (4) 委員長又は内申者が必要と認めた資料
- (5) その他必要な資料

（決定）

第7条 第3条各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき所長が決定する。

（秘密の保持）

第8条 委員会は非公開とし、内容または職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(議事録等)

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後に農村整備部において自由に閲覧できるようにするものとする。

2 前項の閲覧を行う期限は閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第6条各号の資料は前項の期間は保存しなければならない。

4 第6条各号の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務は、農村整備部が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は所長が定める。

附 則 この要綱は、平成14年4月22日から実施する。

平成15年4月24日改正

平成16年4月1日改正

平成17年4月1日改正

平成20年4月1日改正

平成21年4月1日改正

平成23年4月1日改正

平成24年4月1日改正

平成26年3月17日改正

令和3年6月1日改正